

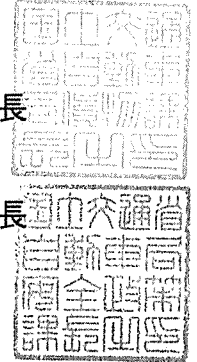


国自貨第93号の2
国自安第169号の2
平成28年11月25日

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

国土交通省自動車局貨物課長

国土交通省自動車局安全政策課長



貨物自動車運送事業の適正な業務運営及び法令遵守の徹底について

今般、東京都内において、トラック事業者の運転者が犯した業務中における駐車違反に関して、違反した運転者の身代わりで別人を出頭させたこと等により、当該トラック事業者の社員ら6名が犯人隠避又は犯人隠避教唆容疑で警視庁に逮捕される事案が発生した。

国土交通省においては、これまでもトラック事業の適正な運営について、貨物自動車運送事業法等の関係法令はもとより、あらゆる法令を遵守した適切な運営を求めてきたところであり、特に運転者に対する適切な指導及び監督を含む運行管理の徹底については、トラック事業者に対して繰り返し指導をしてきたところである。そうした中、トラック事業の業務に関して今般のような事案が発生したことは極めて遺憾であると言わざるを得ない。

については、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関の巡回指導等の活動において、トラック事業者に対し、交通違反の身代わり行為が犯罪であることを認識し、適切な業務運営及び法令遵守を徹底するよう指導を行うことを要請する。